

Q4. 貸付金の償還に関すること

Q1. 緊急小口資金等特例貸付資金の償還とは何ですか。

A1. 「償還」とは「返済」のことです。新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し緊急小口資金等特例貸付を借りた方で、償還免除の要件に該当しない場合は、貸付金を返済いただく必要があります。償還免除は、原則、申請をしていただく必要があります。

Q2. 私は免除の対象になりません。いつから償還が始まりますか。

A2. 原則令和4年3月までに受け付けた小口、総合（初回）は、令和5年1月から償還が開始しています。それ以降に受け付けた小口、総合（初回）及び総合（延長）は、令和6年1月から償還が開始します。総合（再貸付）は、令和7年1月から償還が開始します。

※すべての借受人が上記のとおりではありません。

Q3. 小口と総合支援資金の両方を借りていますが、償還免除の対象とならない場合は、両方とも償還しなければならないのですか。

A3. 両方償還いただく必要があります。

Q4. 全部まとめて（4資金とも）償還が始まるのですか。

A4. 令和4年3月までに受け付けた小口、総合（初回）は原則令和5年1月から
令和4年4月以降に受け付けた小口、総合（初回）は原則令和6年1月から
総合（延長）は令和6年1月から
総合（再貸付）は令和7年1月から
それぞれ免除にならなかった場合及び免除申請をされなかった場合に償還が開始されます。

※償還開始時期は、すべての借受人が上記のとおりではありません。

Q5. 償還期間を短く設定している場合、償還期間を延ばすことは可能ですか。

A5. 償還開始前または償還期間中であれば、申請により制度上の償還期間上限（緊急小口資金は2年間、総合支援資金10年間）までは償還期間を延ばすことが可能です。
変更を希望される場合には、本会のホームページから償還計画変更申請様式をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、本人確認書類と現在の収入状況がわかる書類とあわせて本会までご提出ください。

Q6. 月額の返済金額を変更（減額または増額）して返せますか。

A6. 月額返済金額の変更について相談を受け付けています。なお、月額返済金額を減額し、償還期限までに償還が完了しない場合には、償還期限の翌日から残元金に対して年率3%の延滞利息が発生します。